高齢者等世帯 除排雪・雪下ろしの費用を助成します

◆利用登録は必ず除排雪・雪下ろし作業の前に◆



利用できる方

横手市内に在住し、**世帯全員が市民税非課税または均等割のみ課税**であり、
以下の①～④に該当する方のみで構成される世帯が対象です。

① 65 歳以上の高齢者
② 障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者）
③ 義務教育終了前（15 歳以下）の児童を養育する配偶者のいない女性
④ 義務教育終了前（15 歳以下）の児童

ただし上記①～④に関わらず、以下の世帯は対象になりません。

対象外 ×

・生活保護を受けている世帯
・親族等からの援助を受ける事ができる世帯
・冬期間入院や施設入所、別世帯での同居など、生活の実態がない世帯

助成の対象となる経費　※作業の前に利用登録が必要です

令和8年11月1日（日）～令和9年3月15日（月）の期間における以下の経費

ア ： 現に居住している**住宅の間口や敷地内の除排雪作業**にかかる経費（区分：除排雪）
イ ： 現に居住している**住宅の屋根の雪下ろし作業**にかかる経費（区分：雪下ろし）
ウ ： **雪下ろしの為に必要な除排雪作業**にかかる経費（区分：雪下ろし）
エ ： ア～ウにかかる**除雪機械や運搬車両等の利用にかかる経費**（区分：除排雪・雪下ろし）

以下の経費は対象になりません。

対象外 ×

・住居以外の建物（店舗、物置小屋、車庫、農作業場等）にかかる経費
・空き家（冬期間不在となる場合を含む）にかかる経費
・3親等以内の親族（きょうだい、子、孫、ひ孫、甥・姪 等）による作業の経費

助成額

世帯の市民税課税状況により助成額が決まります

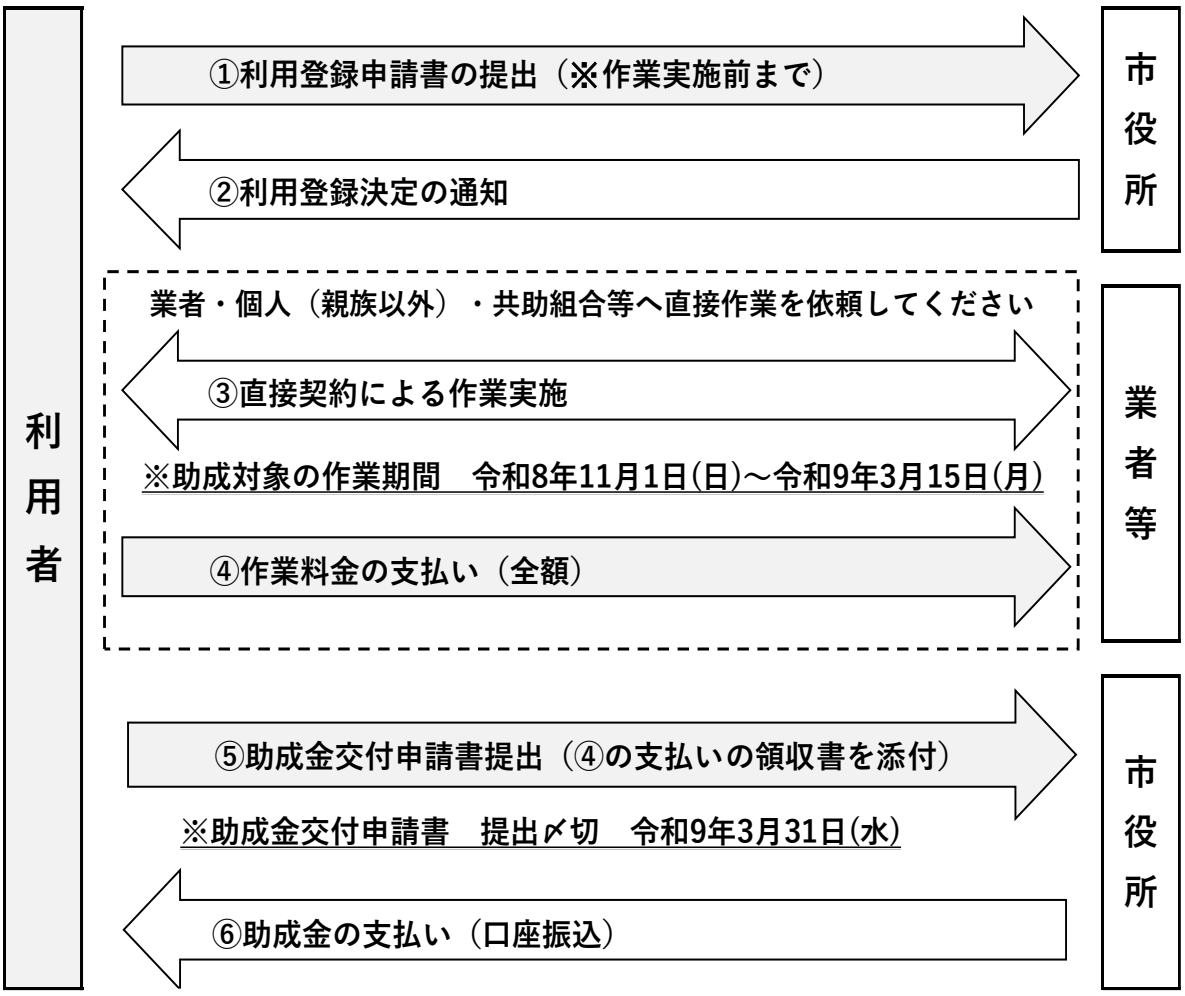
●**除排雪作業**（上記ア・エの作業）
…年間上限5万円まで、下記の A または B の割合を助成します（回数制限なし）。

●**雪下ろし作業**（上記イ・ウ・エの作業）
…1回の作業につき下記の A または B の割合を助成（上限5万円）。年間5回まで利用できます。

A ： 市民税非課税世帯・・・・・・・・・・・対象経費の 1/3
B ： 市民税均等割のみ課税世帯・・・対象経費の 1/6

申請の流れ

作業実施の前に、利用登録が必要です（制度の対象者であることを確認するため）。



助成を受けるために

除排雪・雪下ろし費用の助成を受けるためには⑤の助成金交付の申請が必要です。
期限内に忘れず申請してください。
詳しくは下記お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

申請・問い合わせ窓口

まるごと福祉課	〒013-8601 横手市中央町８番２号	0182－23－5881

上記のほか、市役所本庁舎1階窓口または各地域局市民サービス課でも受付しています。